

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年7月まで

私が20歳になった時、父親が国民年金の加入手続をして、保険料は町内の集金で家族一緒に納めていた。結婚後、A市で、昭和48年8月に国民年金に加入したことになるが、当時、私は妊娠中で切迫流産のおそれがあり外出ができず、夫も市役所へ加入手続に行った覚えは無い。申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年7月から48年3月までの期間について、申立人は、その父親が加入手続をして、国民年金保険料を町内の集金で家族一緒に納付していたと主張しているところ、この当時、同居していたその両親及びその妹は、国民年金加入期間について、すべての国民年金保険料を納付しており、申立人家族の納付意識が高かったものと認められる上、申立人がその両親及びその妹と同居していた国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間について、いずれも納付日が同一であることから、基本的に同居の家族の国民年金保険料は一緒に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人の妹から、「20歳になったところに、姉（申立人）と同じように国民年金を納付しておくからと父親から言われたことを覚えている」との証言が得られた。

一方、申立期間のうち昭和48年4月から同年7月までの期間について、申立人は、同年3月*日の結婚を契機にA市に転居し、同市で国民年金手帳記号番号が払い出されており、資格取得日は同年8月7日（任意）となっていることから、結婚後はこの時期に国民年金の加入手続をしたと考えるのが自然である。

また、当該結婚後の期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、A市における加入手続の時期や場所についての記憶が無く、国民年金の加入状

況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から54年3月まで
高校在学中に、完治しない病気にかかったことを知った私の母親が、私の将来の生活を心配して、20歳になった時にA町役場で国民年金の加入手続を行った。当時私は学生であったが、役場の勧めもあり、付加年金にも加入した。国民年金保険料は、付加保険料と共に母親が現金で同町役場に数か月単位で前もってまとめて納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その大部分を前納しているほか、法定免除期間についても追納をするなど、納付意欲が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、その夫と共に経営する会社で経理及び税金の申告等の業務に従事しており、国民年金制度についての知識があったと推認できる上、大部分が厚生年金保険の加入期間であるが、60歳以降、国民年金に任意加入し前納により保険料を納付していることから国民年金制度に関心もあり、納付意欲が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の弟についても、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしており、その弟についても学生期間中に国民年金に加入し、納付していることが確認できることから、申立人の主張に、不自然さは認められない。

加えて、申立人の母親は年金記録問題が発覚する前から、役場や社会保険事務所(当時)に出向き、申立期間に係る保険料の納付事実を立証しようと積極的に行動していたとし、その供述は具体的で迫真性がある。これらのことから、申立人が20歳になった学生の時に、その母親が申立人のみ国民年金の加入手続をせず、未納としておくことは不自然であり、その弟と同様に国民年金に加

入し保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
親が納付していたはずであり、国民年金手帳に領収済みの印が押されている。申立期間は還付済みとのことだが、受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の国民年金手帳によれば、申立期間については国民年金保険料が納付されていたが、当該期間に厚生年金保険への加入期間が存在していたことから、昭和48年1月25日に資格を喪失した旨記載されているとともに、申立期間の検認欄には「還付決定」と押印されている上、その妻の国民年金手帳にも、同日付けで強制加入から任意加入へ種別変更されたことが記載されていることから、これらは申立期間の還付手続が行われた際に記載されたものと考えるのが自然である。

また、当時の還付整理簿によると、申立期間の保険料は、昭和48年11月27日に還付決定され、同年12月22日に支払われたことが明確に記載されており、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

しかし、上記還付期間のうち、昭和48年2月及び同年3月については厚生年金保険に加入していることが確認できることから、国民年金保険料の還付手続が行われたことに不合理な点は無いため、同年1月については、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年6月まで

申立期間は、生活が苦しく、国民年金保険料の納付ができなかった。A社へ入社後の秋ごろ、B市役所から未納分をさかのぼって納付できる案内があり、給料が多くなり、生活も安定したため、まとめて納付した。申立期間が、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は、すべて納付済みであり、複数の前納期間も認められるなど、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、「A社に入社して3か月ぐらい後から、夜勤も行い、収入が安定したため、そのころにまとめて納付した」と述べており、オンライン記録では、昭和44年1月に標準報酬月額が改定（入社時より5等級上昇）されていることが確認できることから、申立人の主張する時期に給料が大幅に増額し、申立期間の保険料を納付できる資力があったものと推認でき、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人が納付したとする時点では、申立期間は過年度納付が可能であり、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとするその妻は、昭和45年3月ごろ国民年金に加入しているところ、「自分自身もさかのぼって納付した記憶があるが、夫の保険料は、自分自身が国民年金に加入する前に納付した」と証言しており、申立人の主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月20日から同年8月1日まで
② 昭和45年3月1日から46年10月1日まで

私は、昭和44年5月19日にB社を退職し、A社の先生に身元引受人になってもらい、当該事業所に住み込みで働くことになった。仕事内容は菓と化粧品の販売を主にしていたが、働いていた間に、化粧品会社や薬品会社の研修を受けて勉強し、C師として働いた。2年間ほど働いたのは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人はA社を退職後の昭和47年4月から美容学校に通うため別の事業所に6か月勤務したと供述しているところ、同事業所において46年6月1日から記録が確認できる同僚は、「自分は申立人に誘われて入社し、申立人は私が入社して4、5か月後に退職した」と証言しているほか、他の同僚からも同様の証言を得ていることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚が、申立人が申立期間②において、「勤務形態の変更は無く、継続して勤務していた」と証言しており、当該同僚はいずれも申立期間②において厚生年金保険被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年2月の記録から、2万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和44年5月20日から同年8月1日まで途切れることなく勤務していたと主張しているが、当該期間は洋裁学校に通学し、帰宅後、A社で勤務していたが、事情により同校を退学した後は他の同僚と同様に朝から勤務したと申し立てていることを踏まえると、当該期間においては同僚と同様の勤務形態であった事情はうかがえず、事業主は、当該期間については厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に、資格喪失日に係る記録を48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年7月1日まで

A社の業務支配人（事務長）として労働組合出身の総支配人の下で働き、経営改善や売掛金の回収で苦勞した。B社を退職して入社したのは私のみであったかもしれず、届出を忘失したと考えられるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人から提出されたA社に係る「辞令書」、「餞別のし」及び当時の同僚の証言から、同社の業務支配人（事務長）として勤務していたことが確認できる。

また、申立人の退職時の「餞別のし」に氏名が記載されている事務担当者7名全員には、申立人の退職時に厚生年金保険被保険者記録があるほか、当該事業所においてB社の退職者が就任する職責である歴代事務長には、申立人を除き当該事業所での厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に廃業しており申立期間当時の資料も残っておらず、当時社会保険業務を担当していた「業務課長」は既に死亡しているものの、事務担当であった他の同僚は、「常勤の事務長であり、同じ給料体系で一人だけが保険料控除されていなかったことはあり得ない」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の同僚のオンライン記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

事業における事業が廃業されており、事業主に確認することはできないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年7月から48年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年2月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年2月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

加入手続の記憶は定かではないが、申立期間①について、役場に直接出向き納付したはずである。申立期間②については、地区の公民館で固定資産税等と一緒に納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、加入手続、保険料額及び領収書の受領に係る記憶が無いなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いとするなど、国民年金の加入手続(任意)をした形跡は見当たらず、申立期間については未加入期間となり、納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

母親が国民年金の加入手続をしてくれた時期は定かでないが、学生であった申立期間の国民年金保険料を、平成3年ごろ、母親が集金人にまとめて納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続をしてくれた時期は定かでないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月ごろに払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、学生が国民年金の強制適用の対象（平成3年4月1日以降）とされたこのころに行われたと推認できる。

また、平成3年3月以前について学生は任意加入であり、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっており証言を得ることができない上、唯一の証言者である申立人の父親も亡妻が納付したはずと述べるのみで、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月26日から同年5月31日まで
② 昭和22年8月1日から23年4月1日まで
③ 昭和23年9月1日から同年11月30日まで

①A社B所では、昭和21年9月2日から住み込みで坑内員として22年5月31日の退職まで勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていた。②C社D支店では、外務員として同年8月1日から23年4月1日まで勤務し、保険料も給与から控除されていた。③同事業所では、同年9月1日から同年11月30日までについても同様に勤務し保険料も控除されていた。すべての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係るA社B所から提出された従業員名簿によれば、申立人は昭和21年9月2日に同事業所で雇用され、22年3月25日に「依願解雇、進学希望ノ為」との記載が確認できる。なお、申立人は同事業所での厚生年金保険被保険者期間が坑内員であることによる被保険者期間の特例に該当し、同期間が読み替えられていれば問題が無い旨述べているところ、同期間に係る申立人のオンライン記録は、坑内員である第3種被保険者期間に変更されていることが確認できる。

2 申立期間②に係るC社D支店が発行した申立人に対する昭和22年9月度付けの賞状及び23年3月入社と同僚の証言によれば、申立人が期間は特定できないものの、申立期間②当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。しかしながら、オンライン記録によると、同事業所は昭和23年4月1日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前記同僚についても当該事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年4月1日となっている。

3 申立期間③について、前記同僚は、C社D支店は従業員全員を厚生年金保険被保険者とする扱いではなかった旨証言し、申立人が被保険者扱いとなる

役職に就任したのは昭和 23 年 4 月 1 日であったことが同事業所の申立人に対する辞令で確認できるが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日、同喪失日は同年 9 月 1 日と記載されている上、当時の同僚からは申立期間③に係る有力な証言が得られない。

また、C社を承継しているE社は、当時の資料は一切無く不明の旨回答していることから、申立期間③における保険料控除について確認することができない。

- 4 申立人は、すべての申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 616 (事案 32 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から同年12月13日まで
② 昭和31年5月3日から32年3月20日まで

A社(現在は、B社)に再入社した時期の厚生年金保険の加入記録が一部無い。

また、C市の親戚宅で家事手伝いをしていた期間(昭和30年5月4日から同年9月30日まで)は不就業であるにもかかわらず厚生年金保険の加入記録があり、昭和31年5月3日から32年3月20日までは就業していたのに記録が無い。ずさんな管理による紙台帳の記載自体が間違っているか、あるいは紙台帳からコンピューターのオンラインシステムに切り替える際の間違った入力で生じたミスかいずれかが原因だと思われる。社会保険事務所(当時)側の責任を当方に転嫁し、50年前の証拠物件が無いとの理由で一方向的に非あっせんにされ非常に憤慨を覚える。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から申立人の勤務期間の特定ができないこと、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が見当たらないこと、事業主側に関連資料が残っていないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月28日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人は新たな証言や証拠は無いものの、総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得できないとして再申立てを行ったものであるが、新たに複数の同僚等から証言を得たところ、申立人が申立期間当時、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、A社の元労務関係者は、「新規学校卒業者は1か月以内に厚生年金保険に加入させたが、申立人のような中途採用は2か月の試用期間を設けていた」と証言している上、申立人と同様に中途採用された同僚も2か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえる

と、同社ではすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人は、「昭和 30 年 5 月 4 日から同年 9 月 30 日までは不就業期間であり、A社の厚生年金保険加入記録は間違っている」と主張しているが、複数の同僚が、「昭和 31 年秋ごろに申立人がボイラー係で勤務していた」と証言しているものの、A社の元労務関係者は、「ボイラーは、夏場は暑い職場だったので、申立人は一旦退職したと思う。その期間は半年以上 10 か月以内で、再入社して数か月してから、また退職したと思う」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 30 年 10 月に定時決定が行われ、申立人の標準報酬月額が 4 等級から 7 等級に改定されている上、健康保険の整理番号は連番であり欠番が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、上記の事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月13日から23年6月1日まで
船員保険の期間について、昭和24年4月5日に脱退手当金が支給済みとなっているが受給した記憶は無い。支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給年月日等の記録とその算出事蹟が記載されているとともに、申立期間に係る事業所が保存していた申立人の船員保険被保険者票には「23年7月30日脱手請求」の記載があり、申立人が脱退手当金を受給したことがうかがわれる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年4月5日当時は、厚生年金保険及び船員保険交渉法制定前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 31 日まで
社会保険庁(当時)の調査では昭和 34 年 5 月 11 日に脱退手当金支給という回答であったが、33 年 12 月に会社を辞め、結婚のため A 県から B 市へ移住し、その後、年金については何ら連絡を受けた記憶は無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた C 社 D 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計 15 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年前後に資格喪失した者 28 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した裁定庁(当時)へ回答したことが記録されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 5 月 11 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 11 日まで
A社B工場（現在は、C社D工場）に勤務した期間について、昭和 21 年 10 月 14 日に脱退手当金を受給したという記録になっているが、脱退手当金は受け取っていない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された、昭和 21 年 10 月 14 日当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、34 年間厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、生前脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人の長男から事情を聴取しても、申立人は生前受給したとは言っていないと述べるほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 11 日から同年 8 月 22 日まで
昭和 41 年 2 月 11 日にA社に入社し、当月の給与から社会保険料が控除されている。当時、病院に通院しており、入社後すぐに健康保険証をもらった。また、同年*月に子供が生まれ、扶養家族の届出を行ったが、厚生年金保険の加入記録は同年 8 月 22 日からになっている。同年 2 月 11 日からを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 41 年 2 月分から同年 9 月分までのA社の給与明細書から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、昭和 41 年 2 月分の当該明細書には、厚生年金保険料の金額が記載されているものの、同月分給与の総支給額と社会保険料等が控除された後の差引支給額が同じ金額であることが確認できる上、同年 3 月分から同年 8 月分までの当該明細書には、厚生年金保険料が控除された金額の記載は無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 41 年*月*日に生まれた長男の出産に係る保険給付は、申立人の妻が、健康保険被保険者として受給しており、申立人が、その妻及び長男の扶養を開始したのは、同年 11 月 7 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月から 31 年 8 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 21 日から 33 年 10 月まで

A社（現在は、B社）のC営業所D出張所に入社して、昭和27年7月から33年10月まで勤務した。申立事業所はE社の下請会社で、私は内線工事を担当していて、電柱から家屋までの引込工事や住居内の電気配線工事をした。勤務期間中の31年8月1日から同年同月21日までの期間は厚生年金保険被保険者の記録があるが、それ以外の期間は被保険者の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に勤務していた同僚の証言から、申立人がA社において申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、申立人よりも先に入社したとする同僚5人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和31年8月1日となっている。

また、申立期間②について、昭和33年2月に退職した同僚は、「自分が退職した時には、申立人は既に退職していた」と証言していること、当該事業所C営業所D出張所の所長が、申立期間②の初日に当たる31年8月21日に事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、申立人は、「D出張所は、所長の個人会社のようなもので、名前だけA社C営業所D出張所と形式的に呼んでいたにすぎない」と陳述していること、及び当該事業主は、「申立人に係る人事記録は昭和36年以降のものしか無く、申立期間②について、申立人が厚生年金保険に未加入となっている理由は不明である」と回答している上、申立期間当時の人事記録等を保管していないことなど、当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、当該事業所は、昭和32年4月1日に健康保険組合が設立されているが、申立期間②について申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、両申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 3 月 19 日まで
昭和 38 年 7 月から A 郵便局で非常勤職員として採用され、同年 8 月 10 日から 39 年 3 月 19 日まで臨時補充員として勤務した。臨時補充員は厚生年金保険の加入者だったと聞いたことがあるが、自分の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務地である B 社 C 局長発行の在職証明書により、申立人は申立期間において A 郵便局に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、D 年金事務所から提出された申立事業所に係る事業所索引簿によると、A 郵便局が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間及び 58 年 10 月 4 日から 59 年 2 月 1 日までの期間であり、申立期間において同局は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 名の者についての厚生年金保険被保険者期間は、いずれも昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間内にあり、このうち連絡の取れた者 2 名については臨時補充員であったと回答していることから、臨時補充員が厚生年金保険に加入していたことは推認できるものの、申立人と同時期に臨時補充員であった同僚及び 36 年 1 月から国家公務員共済組合員としての記録があり、それ以前に臨時補充員であった先輩にも申立事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
(A社)
② 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
(A社B本社)
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 6 日まで
(C社)
④ 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 9 月 21 日まで
(D社)

申立期間①のA社に昭和 49 年 9 月に入社し、同社E営業所でF氏、G氏と一緒に年末まで勤務した。申立期間②のA社B本社の社長はH氏で 50 年 1 月から上記同僚 2 名と一緒に勤務し、同僚のF氏に申立期間③のC社へ転職を誘われ、同年 8 月に退職した。同社には同年 9 月にI本社に入社し、1、2 か月後にJ県のK営業所勤務となり、51 年 1 月末に退職した。申立期間④のD社に 59 年 6 月 1 日に入社し同年 11 月 20 日まで勤務した。加入記録が無い上記の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると昭和 49 年 9 月 11 日で、同年 9 月 1 日から同月 10 日までについては、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、申立人より早くから勤務していたとする同僚の申立事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 49 年 10 月 1 日であり、一緒に勤務していたとする別の同僚については加入記録を確認することができず、事務担当者は、「営業は歩合給で固定給が付くようになって加入させたと思う」と述べていることから、申立事業所では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当時の事業主に照会を行ったが、回答が得られないため勤務実態及

び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中には、申立人のものは無く、整理番号にも欠番が見当たらない。

申立期間②について、A社B本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年6月1日で、申立人は、同日に事業主及び同僚2名と共に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

また、事業主は、「申立人は当初から勤務していたが、昭和50年6月1日までは準備期間で厚生年金保険の適用は受けておらず、保険料も控除していない」と証言している。

申立期間③について、申立人と同時期に同じ営業職で入社した者はおらず、複数の同僚が営業職は入社と同時に加入させていなかった、又は、本社直轄営業所以外の営業職は加入させていなかったと証言しており、当時の事業主も、「セールスは、歩合給であったので、保険料を控除されることを嫌がり、厚生年金保険に加入していないと思う。また、保険料控除に関する資料は昭和58年6月20日に破産宣告を受けたので残っていない」と証言している。

申立期間④について、D社に申立期間④当時勤務していた同僚に調査をしたが、申立人が、勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立事業所が保管しているL社会保険事務所（当時）の確認印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、昭和59年9月21日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日も同日のゴム印が押されている上、雇用保険の被保険者となった期日も一致している。

申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 2 月まで

申立期間についてA社で同僚と一緒に働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に厚生年金保険加入記録のある数名の同僚の氏名や事業所所在地を正確に記憶していること、及び同僚が、「申立人は正社員だった」と証言していることから、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、A社で勤務していた複数の同僚が、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっている上、複数の同僚は、「昭和 36 年 11 月ごろ入社したが、盲腸炎になり手術をするので健康保険証が必要になるまで厚生年金保険に加入させてもらえなかった」、「前職を退職し 1 年ぐらい勤めたが、受診時には実費支払をした。そんなことでは困るので辞めると言ったら、厚生年金保険に加入できるようになったので加入させますと言われ、1 か月間加入させてもらった」と証言していることを踏まえると、申立事業所ではすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は昭和 52 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は他界しているため、申立人の主張を確認できる証言及び関連資料等を得ることができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。